

第〇〇号

公有水面埋立法の一部改正について

一三九六

昭和〇〇年〇月〇〇日、

○○大臣殿 ○○都道府県知事
○○港湾管理事務官

公有水面埋立免許に係る認可について（申請）
 昭和〇〇年〇月〇〇日付けで〇〇から出願のあつた〇〇地先における公有水面埋立
 については、審査の結果、下記により、別紙案どおり免許したいので、認可申請
 します。

記

- 1 埋立ての必要性に関する判断
- 2 免許基準に関する判断
 - (1) 法第4条第1項第1号
 - (2) 法第4条第1項第2号
 - (3) 法第4条第1項第3号
 - (4) 法第4条第1項第4号
 - (5) 法第4条第1項第5号
 - (6) 法第4条第1項第6号
- 3 利害関係人に対する措置
 - (1) 法第4条第3項の権利者の同意
 - (2) 法第3条第1項の地元市町村長の意見及びこれに対する評価
 - (3) 法第3条第3項の利害関係者の意見及びこれに対する評価
 - (4) 法第10条の水面利用施設に対する措置
- 4 関係部局及び関係機関との調整
- 5 免許条件を付する理由
- 6 添付図書
 - (1) 法第3条第1項の告示の写し
 - (2) 法第3条第1項の地元市町村長への諮詢書の写し、地元市町村長の意見書の写し
 - 及び議会の議決を証する書面の写し
 - 及び公有水面埋立免許者との意見書の写し
 - 関係部局及び関係機関の意見書の写し
 - 免許料算定の根拠を示す書面
 - 埋立免許願書の副本
 - 埋立免許願書及び添付図書の写し

埋立区域を制限して免許する場合には、その理由を明記すること。
 範囲の場合にあつては、その出願に對してとつた措置及びその理由を明記す
 ること。

付記

○公有水面埋立法の一部改
正について

昭和四十九年六月一四 委令五八一

建設省令五八一

各部局監督課長あて 建設省令五八一

公有水面埋立法の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第五十
 年六月二日）及び公有水面埋立法施行規則（昭和四十九年政令第五十
 年五月二日）並びに公有水面埋立法施行規則（昭和四十九年五月二日）
 の一部を改正する政令（昭和四十九年政令第五十一年六月二日）並びに公
 有水面埋立法施行規則（昭和四十九年五月二日）の施行については、
 昭和四十九年五月二日より逓輸省港湾局長（逓輸省港湾局長）が、
 建設省河川局長（建設省河川局長）が、下記事項に留意したうえ、遺憾のないようさ
 かに、下記事項に留意したうえ、遺憾のないようさ
 れたい。

一 設計の概要について（前第一条別記様式第一
 記四欄表）
 イ 前第一条別記様式第一記四「設計の概要」
 (3)「埋立てに關する工事の施工方法」には、
 少なくとも、埋立て工法、埋立てに用いる土砂
 等の種類及び埋立てに關する工事の施工順序

が記載されているものであること。
 (4)「則第一條別記様式第一記四「設計の概要」
 うち公共施設の規模とは、公共施設の敷地面積
 の大きさの意味であること。
 ロ 一般平面図及び海図について（前第二条第一
 号イイ及びニ号関係）
 ロ 一般平面図は、原則として国土地理院
 の刊行したものであること。
 ロ 海図は、海上保安庁の刊行したもので
 あること。
 ロ 却下について（法第三条第一項ただし書関
 係）
 ロ 却下セラルベキモノナルトキ」とは、次の
 場合をいうものであること。
 ロ 所定の図書が不足している等出願手続上最
 紛糾する場合
 ロ 免許基準に適合していないことが明白であ
 い（前第五条第二号関係）
 ロ 公園・緑地及び広場に関する技術的細目につ
 いて（前第五条第二号の公園・緑地及び広場に
 關する技術的細目を適合するに當たつては、環境保
 全等の重要性にかんがみ、埋立ての規模、用途、
 区画割及び周辺の状況を勘察して、全体として
 十分なオーバンスペースが確保されることなどな
 るよう適用することとし、例えは、主たる用途
 が住宅用地である埋立てについての公園・緑地

及び広場の割合は、おおむね埋立ての一〇パ
 セント以上を目途とすること。
 ロ 五 埋立てに關する権利の移転又は設定の許可に
 ついて（法第二十七条関係）
 ロ 電気事業、ガス事業、熱供給事業、石油パイ
 プライン事業等の用に供する施設等の設置のた
 が行つて農地保有合理化事業に関して必要となる
 处分等当該処分が公益性、公益性が高いと認め
 られる必要性に基づくものについては、その点
 十分配慮して許可することは差し支えないもの
 であること。
 ロ 六 関係先との調整について
 ロ 免許権者は、法第二条第一項の規定による
 免許又は法第十三条ノニ第一項の規定による
 許可（設計の概要に係るものに限る。）
 をするに當たつては、その埋立てが港則法又
 は海上交通安全法の適用区域内で行われる場
 合であつて、船舶交通に危険を及ぼすおそれ
 があると認められるときは、あらかじめ、所
 轄の海上保安部長又は海上保安監部長の海上
 交通の安全の観点からする意見を求めるこ
 と。
 ロ 七 八 免許権者は、農地法の対象となる農地又は
 採草放牧地について法第二十九条の許可に關
 する処分をしようとする場合は、あらかじめ、
 農地法第四条又は第五条の許可権者との調整
 を図ること。